

令和 9 年度予算編成に関する要望書

令和 8 年 7 月

一般社団法人 全国ハイヤー・タクシー連合会

会 長 川 鍋 一 朗

平素より、タクシー事業に対して、格別なるご指導、ご鞭撻を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、タクシー事業は、地域に密着した輸送サービスの担い手であり、国民生活に欠かせない地域公共交通機関として、お客様に安全・安心にご利用いただき、その社会的責任を果たすため日夜努力を続けております。タクシー事業は、また、エッセンシャルワーカーとして、コロナ禍においても国及び地方自治体のご支援を受け、地域公共交通機関としての使命を果たして参りました。

しかしながら、大幅な最低賃金の引き上げ等による人件費の増大、タクシー車両の調達難、L P ガススタンドの減少等により、地方を中心として事業継続が困難となる事業者が増えております。

また、国における交通空白解消の取組みにタクシー事業者は全面的に協力しておりますが、働き方改革規制強化、公共的割引の負担、乗合タクシー委託料の不足等により、中核となるべきタクシー事業者の経営環境が大変厳しい状況となっております。

一方、インバウンドの増加を背景として、空港や観光地等における客引きや名義貸しが疑われる違法ハイヤーの横行、事業主体が運行及び車両整備管理等について法的な最終責任を負わない欧米型ライドシェア導入を求める動きが継続しており、利用者の安全と法令を遵守するタクシー・ハイヤー事業者の事業環境が脅かされております。

他方、国は無人自動運転サービス車両の2030年1万台導入を目指しており、タクシー業界としても有人タクシーの良好なサービスを提供しつつ、運行、車両整備の安全確保と利用者への最終責任を負うタクシー事業の経験を活かし、主体的に導入を図っていきたいと考えております。

大変厳しい状況下にあるタクシー事業者が今後も業務の効率化及び生産性の向上を図り、DX・GX化等社会の趨勢を捉えつつ利用者ニーズに応え、事業の存続を図りつつ、安全・安心かつ、質の高い輸送サービスを提供し、国民生活を支える地域公共交通機関としての使命を達成できるよう令和9年度の予算編成にあたり、別記のとおり要望いたしますので、事情ご賢察の上、何とぞご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 交通空白解消に向けたタクシー事業への支援

交通空白解消に向けた取組み

全国の交通空白解消に向け、自治体やタクシー業界を含む地域の関係者の取組みに対して、国による総合的な支援を実施されたい。

タクシー事業の人材確保対策

- (1) 2種免許取得支援等の人材確保支援について、継続・拡充されたい。
- (2) 若年労働者の採用の促進、第3次交通政策基本計画の目標（令和6年度約13千人→令和12年度20千人）達成に向けた女性の活躍の促進のため、環境整備への支援措置を継続・拡充されたい。
- (3) 特定技能1号による外国人ドライバーの雇用に当たり、日本国内で生活するための諸費用、外免切替費用、特定技能1号を取得するまでの賃金等、就労前の必要な諸費用について支援措置を講じられたい。

また、その際の要件の一つである「働きやすい職場認証制度」について、中小零細事業者が多いタクシー業界の負担軽減に資するよう、支援措置を講じられたい。

最低賃金の引上げへの対応

最低賃金の引上げに係る賃金引上げ等に対する支援措置について、継続・拡充されたい。

タクシー事業のDXに向けた取組み

- (1) ソフトメーター、自動運転及び MaaS など交通分野におけるデジタル技術の導入について、支援を拡充されたい。
- (2) 地域住民のみならず訪日外国人も含めた利用者の利便性の向上に資するためのアプリ配車、空車表示等の視認性を高めるスーパーサイン、キャッシュレス決済（クレジットカード、電子マネー等）、無料 Wi-Fi サービス、多言語翻訳機器等のタクシー車両用のデジタル機器の導入について、支援を拡充されたい。
- (3) 自動日報、デジタルタコグラフ、ドライブレコーダー、需要予測システム等、タクシー事業の生産性の向上に資する機器の導入について支援を拡充されたい。

地域公共交通機関であるタクシー事業の活性化・維持・再生

地域公共交通確保維持改善事業費補助金（乗合タクシー及びUDタクシー（軽自動車タクシーを含む）等）、観光振興事業費補助金（多言語対応、キャッシュレス決済等）を継続されるとともに、補助の拡充及び手続きの簡素化等タクシー事業者が活用しやすい仕組みにされたい。

インバウンド対応

多言語対応機能等の端末の構築・導入、ジャンボタクシーの導入等インバウンド対応のための取組について、支援措置を拡充されたい。

L P ガススタンド減少への対応

タクシー車両の大半はL P ガスを燃料としているが、L P ガススタンドが減少し続けており、燃料補給のための回送コストの増加、燃料補給の機会の減少等支障が生じている。

L P ガススタンドの減少がこれ以上進まないよう、L P ガススタンドの新設・維持・機能拡充・設備更新等について支援を拡充されたい。

公共的割引の負担への対応

身体障がい者割引、知的障がい者割引、免許返納者割引等公共的割引について、事業者の負担が大きいため支援措置を講じられたい。

乗合タクシーの運行業務委託費への対応

交通空白解消のための自治体からの業務委託による乗合タクシーの運行について、最低賃金が毎年上がっている状況下において業務委託料が十分ではないため、委託料の適正化を図られたい。

2. 違法行為撲滅によるタクシー事業への支援

白タク・違法ハイヤーの撲滅

インバウンドの増加を背景として大都市、観光地等において都市型ハイヤーが急激に増加し、空港等における客引き行為や名義貸しが疑われている。白タク・違法ハイヤーの撲滅に係る監査の充実のため、地方運輸局自動車監査官の増員等に対する定員・予算を拡充されたい。

旅客自動車運送適正化事業の対応

平成 26 年 1 月の改正道路運送法の施行による各都道府県タクシー協会における旅客自動車運送適正化事業の実施にあたって必要となる体制の整備等に対する支援措置を講じられたい。

3. 安全対策に向けたタクシー事業への支援

タクシー事業の安全対策

- (1) 遠隔・自動点呼に係る機器の導入について、支援措置を継続・拡充されたい。
- (2) ハイ・タク事業における総合安全プラン 2030 に掲げる事故削減目標を達成するため、事故防止対策支援推進事業については、先進安全自動車（衝突被害軽減ブレーキ搭載車）の導入に対する支援にタクシー車両を追加するとともに予算額を大幅に拡充されたい。
- (3) 平成 29 年 1 月に改正道路運送法が施行され、事業者健康起因の事故防止が義務付けられたが、事業者の負担を軽減するため、SAS スクリーニング検査、脳 MRI 検査、心臓ドック、眼科検診等各種スクリーニング検査の実施に際し、支援措置を拡充されたい。

4. 環境対策に向けたタクシー事業への支援

タクシー事業のGXに向けた取組み

政府が策定した令和 2 年 12 月の「2050 年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」及び令和 5 年 2 月の「GX に向けた基本方針」等を踏まえ、インフラ整備等の環境整備を図って頂くとともに、特にタクシー業界が取り組む電動化車両及び充電設備の導入に当たっては全面的な支援措置を構築されたい。

また、商用車の電動化促進事業による電気自動車等への支援措置を継続・拡充されたい。